

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第11条第1項の規定により、民間船舶の運航・管理事業（旅客船）に関する民間事業者選定の客観的評価を別紙のとおり公表します。

令和7年7月1日  
防衛大臣 中谷 元

別紙

## 民間船舶の運航・管理事業（旅客船）

### 民間事業者選定の客観的評価

令和7年7月1日

防 衛 省

## 1 事業概要

### (1) 事業名称

民間船舶の運航・管理事業（旅客船）（以下「本事業」という。）

### (2) 公共施設等の管理者等

防衛大臣 中谷 元

### (3) 公共施設等の名称

自衛隊の任務遂行に供する船舶（以下「本事業船舶」という。） 2隻

### (4) 事業内容

本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づき、事業を実施する主体として選定された民間事業者が、自らの資金で本事業船舶を調達した後、事業期間中、本事業船舶の所有権を有し、事業終了以降も防衛省に譲渡しない、いわゆるBOO（Build-Own-Operate）方式により実施する。民間事業者が実施する業務は次のとおりである。

ア 本事業船舶の調達に関する業務

イ 本事業船舶の維持管理に関する業務

ウ 本事業船舶の運航に必要な船員の雇用・養成に関する業務

エ 本事業船舶の運航に関する業務

オ 本事業の全般管理に関する業務

### (5) 事業期間

令和7年3月31日（契約締結日）から令和17年12月31日まで

## 2 民間事業者の選定経緯

民間事業者の選定に至る主な経緯は次のとおりである。

令和6年 9月25日	実施方針の公表
令和6年10月18日	入札公告
令和6年11月 5日	第一次審査資料の受付
令和6年11月11日	競争参加資格確認通知
令和6年11月29日	特定事業の選定の公表
令和7年 1月 9日	入札・開札、第二審査資料の受付
令和7年 1月24日	民間事業者の選定

### 3 民間事業者の選定方法

#### (1) 選定方法の概要

本事業は、民間事業者にPFI方式による事業、船舶調達、船舶維持管理、船員雇用・養成、船舶運航等に係る専門的な知識等を求めるため、民間事業者の選定に当たっては、入札参加者からの提案書類に記載された内容（以下「事業提案」という。）及び入札価格の総合的な評価結果に基づいて選定する総合評価落札方式により、選定を行うこととした。

#### (2) 事業者選定の体制

民間事業者の選定に当たり、専門的見地からの意見を参考とするために、民間船舶の運航・管理事業（旅客船）に関する有識者等委員会（以下「有識者等委員会」という。）を設置し、有識者等委員会から事業提案に対する調査審議の報告を受けて、事業を実施する主体となる民間事業者を決定することとした。

有識者等委員会の構成員は、次のとおりである。

委員長	足立 慎一郎	国立大学法人政策研究大学院大学 教授
副委員長	神崎 浩昭	一番町綜合法律事務所 代表社員弁護士
外部委員	山崎 幸二	前統合幕僚長
内部委員	今井 俊夫	統合幕僚監部首席後方補給官
内部委員	坂本 大祐	防衛装備庁装備政策部長
内部委員	鈴木 信丈	防衛装備庁調達事業部長

### 4 第一次審査

#### (1) 第一次審査の概要

第一次審査は、応募者が本事業に携わる者として適正な資格と能力を備えていることを確認するものであり、入札説明書に定める資格及び実績の有無を審査するものである。

#### (2) 応募状況

令和6年11月5日までに1グループからの応募があり、当該グループについて競争参加資格があることが確認され、令和6年11月11日にその旨を通知した。

(3) 競争参加資格確認グループ

競争参加資格が確認されたグループは、次のとおりである。

双日株式会社を代表企業とするグループ

代表企業：双日株式会社

構成企業：日本通運株式会社、リベラグループ株式会社、津軽海峡フェリー株式会社、東洋マリーンサービス株式会社、新日本海フェリー株式会社、ジャパン・マリタイム・トランスポート株式会社、豊国 SHIPPING 株式会社

5 第二次審査

(1) 第二次審査の概要

第二次審査は、総合評価落札方式により落札者を決定するため、入札参加者の提案内容等を審査するものである。

第二次審査の手順は、次のとおりである。

ア 開札

入札参加者の入札価格が、防衛省の設定する予定価格の範囲内か否かを確認する。予定価格の範囲内の入札参加者がいた場合は、入札価格が予定価格を超えている入札参加者は失格とし、以降の審査は行わない。

イ 事業提案の審査

入札参加者の事業提案を審査する。なお、事業提案に、審査項目以外の提案が記載されていた場合、当該箇所は審査対象としない。

(ア) 必須項目審査

事業提案が入札説明書添付資料「資料－2 業務要求水準書」に定める要求水準（必須項目）を全て充足しているかを審査する。全ての要求水準が充足されている場合は合格とし、要求水準が一項目でも充足しない場合は不合格とする。合格者には、基礎点500点を付与する。

(イ) 加算項目審査

事業提案が要求水準を充足した上で、更に防衛省が特に重視する項目（加算項目）について、優れていると認められるものは、その程度に応じて加算点を付与する。加算点は全体で500点満点とする。

ウ 民間事業者の選定

アの入札価格の確認及びイの事業提案の審査結果を元に総合評価を行い、民間事業者を選定する。なお、同点の場合には、くじにより民間事業者を選定する。

(2) 入札価格の確認

令和7年1月9日に1グループの開札を行い、予定価格の範囲内の入札価格を提示した者がいなかったことから再度入札を行ったが、再度入札においても予定価格の範囲内の入札価格を提示した者がいなかった。そのため、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3及び予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条の2の規定に基づき、前述の1グループと協議を行った結果、随意契約によることとした。

(3) 事業提案の審査

ア 必須項目審査

前述の1グループに対して、必須項目について、事業提案の内容が要求水準を全て充足するか否かについて有識者等委員会において審査を行った結果を踏まえ、全ての要求水準を充足していると判断し、基礎点500点を付与した。

イ 加算項目審査

前述の1グループに対して、評価基準に基づき評価を行い、有識者等委員会において調査審議を行った結果を踏まえ、加算点282.5点を付与した。加算項目審査の結果は、表1のとおりである。

表1 加算項目審査の結果

評価項目		配点		採点結果
A 全般管理業務	全体の実務実施体制	10	70	10
	SPCの経営体制・出資構成	15		15
	プロジェクトマネジメント	10		10
	リスク管理	10		5
	事業収支・資金調達計画	15		7.5
	財務・資金管理方針	10		10
B 船舶調達業務	船舶調達・改造仕様書/主要目表及び一般配置図	10	70	10
	調達・改造費の見積	10		10
	工事体制・スケジュール	15		15
	機器・設備・装置設置計画	15		15
	船舶機能	20		10
C 船舶維持管理業務	係留施設計画	25	70	12.5
	船舶維持管理計画	25		12.5
	船用品の確保・保管計画	20		10

D 予備自衛官船員等雇用・養成業務	予備自衛官船員等の募集、雇用計画	30	100	15	50
	予備自衛官船員等の養成計画	25		12.5	
	予備自衛官船員の処遇向上に係る処置	25		12.5	
	配乗体制	20		10	
E 船舶運航業務	運航準備計画	30	100	0	47.5
	自衛隊の輸送ニーズへの確実な措置のための計画	25		25	
	船舶引渡し（裸用船）に係る計画	25		12.5	
	輸送役務契約に係る運航計画	20		10	
F 民間収益事業	民間収益事業の実施方針	20	80	10	32.5
	民間収益事業の実施計画	30		15	
	本事業とのリスク分離	15		0	
	その他の推進施策	15		7.5	
G ワーク・ライフ・バランス等		10	10	0	0
合計		500		282.5	

#### (4) 総合評価

有識者等委員会における審査を踏まえ、防衛省は入札参加者の得点を782.5点（基礎点500点＋加算点282.5点）と決定した。これらの結果と提案価格の評価を踏まえた総合評価は、表2のとおりである。

防衛省は、令和7年1月24日、双日株式会社を代表企業とするグループを本事業の民間事業者として選定した。

表2 総合評価結果

応募者	得点 (X)	提案価格 (億円)(Y)	評価値 (X/Y)	総合 順位
双日株式会社を代表 企業とするグループ	782.5	276.6	2.8	1/1

※小数第2位以下は四捨五入している。

#### (5) 民間事業者のVFM評価

民間事業者の提案内容に基づき、VFM (Value For Money) の評価を行った結果、約1.26%のVFMがあることを確認した

ことから、P F I方式による事業として有効と認めた。

## 6 審査講評

有識者等委員会における事業提案に関する審査講評は、次のとおりである。なお、提案内容について確認の必要がある箇所については、応募者に対する確認により補完を行った。

### (1) 総評

総評の冒頭として、国防において重要な役割を担う「海上輸送力」の重要性を理解し、防衛省の事業内容を遂行するための具体的、かつ、民間事業者の知見を存分に活かした提案を作成した応募者に対し、感謝を示す。以下、有識者等委員会として応募者の提案に対する総評を記載する。

本事業は、令和4年度に策定された「防衛力整備計画」に基づき、自衛隊が島嶼部への侵攻阻止に必要な部隊等を南西地域に迅速かつ確実に輸送し、かつ、住民避難や災害時の対応に活用するため、自衛隊の海上輸送力を補完する目的で、常時運航可能な民間船舶を確保することを目的とした事業である。

本事業においては、自衛隊が船舶を保有、管理、運営することによる人的、物的負担を考慮し、平素の段階から民間事業者の資金、経営能力、船舶・海上輸送に関する技術的見地を最大限活用することにより、効率的、かつ、効果的に海上輸送力を確保することを目的として、P F I方式を採用することとしている。

民間事業者には、当該分野で蓄積されたノウハウ等を活用し、本事業に係る業務をより効率的、効果的かつ安定的に遂行し、事業期間にわたって優れたV F Mを発揮することが期待される。

令和7年1月9日から同年1月21日までの間、防衛省は、防衛省が作成した評価基準に基づき、事業者提案書の審査を実施し、評価素案を作成した。同年1月22日、提案評価会議兼ねて第2回有識者等委員会において、防衛省が作成した評価素案の審議を行い、評価の内容について妥当と判断し、評価案を策定した。応募者の提案は、船舶の維持・管理・運航等に係る豊富な実績を活かした提案であり、防衛省が定める業務要求水準を満足するとともに、事業期間を通じて効率的、かつ、効果的に海上輸送力を確保することが可能であると判断できるものであった。

特に、防衛省の輸送所要を満足するための船舶改修要領、待機状態からの72時間以内の出港を可能とする出港計画及び輸送時の防衛省との連携要領について、具体的かつ実効性のある計画を提示していた。他方、提案書は本事業における重要な位置付けを担うことに鑑み、一部の項目

は更に具体化及び明確化することが必要と考える。

以上、総評とする。有識者等委員会としては、本事業期間を通じ、防衛省と選定事業者が事業を円滑に実施できるよう、強固な信頼関係を築き、共に歩むことを要望したい。

## (2) 個別総評

### ア 全般管理業務

#### (ア) 必須項目総評

本事業のスケジュールへの対応方針、全般管理業務の実施方法等について、業務要求水準書の内容を満足することを確認した。特に、豊富な船舶運航及び海運の実績を有する事業者複数社により事業を実施する体制としていることを確認することができた。

#### (イ) 加算項目総評

事業の実施体制、特別目的会社内部の体制等については、具体的かつ実効性のある提案と評価した。リスク管理及び事業収支・資金調達計画については、更なる分析・検討と根拠の明確化が必要であり、今後も官民協議を行うことが必要である。

### イ 船舶調達業務

#### (ア) 必須項目総評

本事業船舶の調達、仕様及び要求水準への対応について、実効性のある計画が示されており、業務要求水準を満足することを確認した。特に、調達予定船舶の仕様のうち、業務要求水準を満たすための改修が必要な点について洗い出し、工事スケジュールを適切に定めていることを確認することができた。

#### (イ) 加算項目総評

船舶の改修に関する費用見積、スケジュール、管理体制等について一貫性のある提案と評価した。船舶機能のうち、被災者支援のためのホテルシップ運用については、より具体的な検討が必要であり、今後も官民協議を行うことが必要である。

### ウ 船舶維持管理業務

#### (ア) 必須項目総評

船舶の維持管理に必要な業務、係留施設の確保、緊急輸送への対応計画、船舶保険等について、業務要求水準を満足することを確認した。特に、緊急輸送に対しては、係留港、船舶の状態維持、船員の待機、出港準備等の複合的な条件を全て揃えなければ成し得ないものであることを理解し、実効性ある計画を作成していることを確認すること

ができた。

(イ) 加算項目総評

船舶の維持管理に必要な係留施設の確保、整備等の実施体制及び船用品の確保等について、実効性のある提案と評価した。係留施設の予備の考え方、船舶を維持するための整備計画、船用品の補給周期等について、更なる具体化が必要であり、今後も官民協議を行うことが必要である。

エ 予備自衛官船員等雇用・養成業務

(ア) 必須項目総評

予備自衛官船員等雇用・養成のために必要な海技資格取得支援、教育訓練、労務管理等について、業務要求水準を満足することを確認した。特に、海技資格の取得は法令上必要となるものであることから、会社の支援及び配慮をもって取得促進を図る計画を作成していることを確認することができた。

(イ) 加算項目総評

予備自衛官船員等雇用・養成のために必要な、資格取得のための施策、船員の雇用処遇検討及び養成計画について実効性ある提案と評価した。長期的な雇用計画、平素におけるOJT要領、配乗体制等について、更なる具体化が必要であり、また、得点状況に鑑み、官側の要望内容と民側の提案内容に認識の差があると考えられることから、今後も官民協議を行うことが必要である。

オ 船舶運航業務

(ア) 必須項目総評

緊急出港計画、防衛省所要の輸送業務への対応、船舶の引き渡し等について、業務要求水準を満足することを確認した。特に、緊急輸送へ対応するための出港計画、輸送業務における防衛省との連携要領等について、確認することができた。

(イ) 加算項目総評

自衛隊の輸送ニーズへの確実な措置のための計画について、実効性のある提案と評価した。運航準備における連絡体制、船舶引き渡しに係る計画、輸送役務契約に係る運航計画等について、更なる具体化が必要であり、また、得点状況に鑑み、官側の要望内容と民側の提案内容に認識の差があると考えられることから、今後も官民協議を行うことが必要である。

カ 民間収益事業

(ア) 必須項目総評

防衛省所要の輸送業務に支障を及ぼさない範囲において民間収益事業を行う計画について、業務要求水準を満足することを確認した。特に、防衛省所要の輸送と競合した場合へ対応するための出港計画、輸送業務における防衛省との連携要領等について、確認することができた。

(イ) 加算項目の総評

民間収益事業の実施方針、実施計画、リスク分離等について、工夫ある提案と評価した。事業全体への影響に係るリスク分析、提案内容の効果分析、防衛省との連携に係る要望等、更なる具体化が必要であり、また、得点状況に鑑み、官側の要望内容と民側の提案内容に認識の差があると考えられることから、今後も官民協議を行うことが必要である。